

美瑛町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	10,842	9,791,806	135,917	1,322,902	13.5	11.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

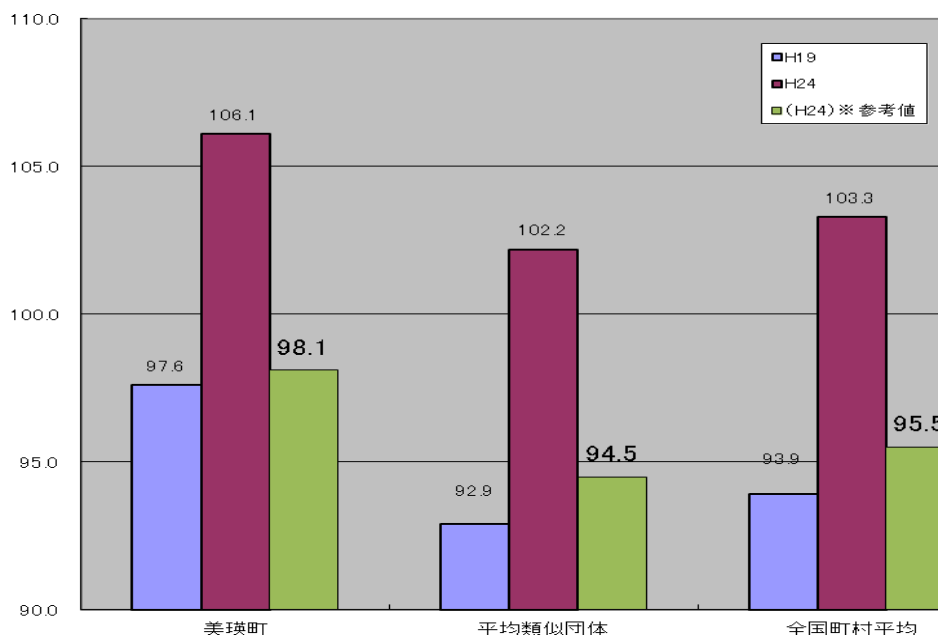
区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	136	533,956	124,142	192,816	850,914	6,257	5,665

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成23年4月1日現在の職員数である。

(3) 特記事項

平成19年1月1日より、平成17年人事院勧告における給与制度改革を完全実施。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号俸の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号俸の給料月額	243,700	307,800	354,700	400,800	413,300	427,800

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	42.3 歳	324,643 円	375,621 円	366,383 円
北海道	45.4 歳	332,232 円	399,324 円	376,339 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	—	372,906 (401,789) 円
類似団体	43.3 歳	316,727 円	356,723 円	343,588 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
美瑛町	51.8	7	338,681 円	376,411 円	373,399 円	—	—	—	—
うち運転技術員	43.7	3	326,066 円	391,330 円	371,244 円	運 輸 業	45.3	307,200 円	1.27
その他	57.9	4	348,097 円	365,222 円	375,015 円	—	—	—	—
北海道	49.4	388	328,968 円	361,947 円	360,869 円	—	—	—	—
国	49.7	3,479	270,465 (285,030) 円	—	307,506 (323,181) 円	—	—	—	—
類似団体	50.1	7	291,558 円	312,495 円	305,337 円	—	—	—	—

区 分	公 務 員		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
美瑛町	5,890,131 円	—	—
うち運転技術員	5,933,160 円	3,686,400 円	1.61
その他	5,857,664 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成21～23年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	37.2 歳	262,281 円	373,218 円	317,628 円
北海道	—	—	—	—
国	43.2 歳	345,622 (373,766) 円	—	411,574 (443,968) 円
類似団体	40.6 歳	300,195 円	354,557 円	324,885 円

④ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	54.7 歳	401,989 円	441,589 円	446,392 円
北海道	—	—	—	—
国	41.0 歳	305,230 (326,961) 円	—	347,846 (371,712) 円
類似団体	43.4 歳	302,350 円	326,490 円	313,643 円

④ 医師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	53.7 歳	936,600 円	1,062,451 円	1,068,251 円
北海道	—	—	—	—
国	50.2 歳	455,222 (492,913) 円	—	775,210 (820,695) 円
類似団体	50.0 歳	677,297 円	1,382,653 円	838,763 円

⑤ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	40.9 歳	313,135 円	337,232 円	332,423 円
北海道	—	—	—	—
国	45.7 歳	298,203 (313,617) 円	—	326,642 (342,896) 円
類似団体	42.3 歳	299,203 円	341,281 円	311,145 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

		美瑛町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418 (140,100) 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

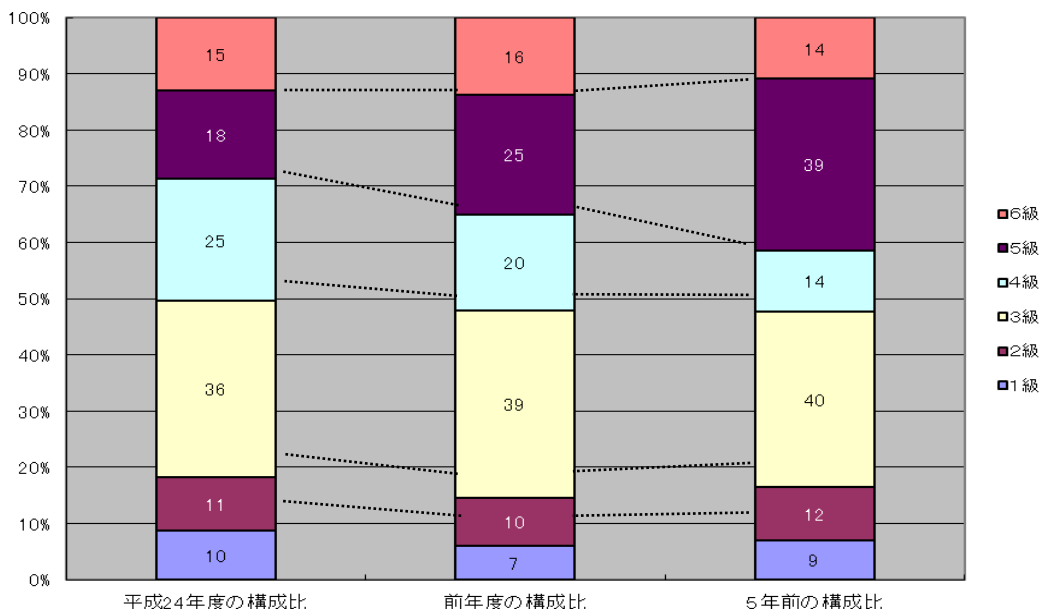
		経験年数 10~14 年	経験年数 15~19 年	経験年数 20~24 年
一般行政職	大学卒	288,200 円	325,400 円	362,000 円
	高校卒	237,300 円	286,100 円	318,000 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長・局長	15	13.0%
5級	参事・課長補佐	18	15.7%
4級	課長補佐・次長	25	21.7%
3級	係長・主任	36	31.3%
2級	主任・主事	11	9.6%
1級	主事・主事補	10	8.7%

- (注) 1 美瑛町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 査定昇給

1月1日から12月31日までの1年間の勤務成績により、翌年1月1日に5段階の区分で昇給区分を決定している。

区 分		昇 給 号 俸 数	
		高年齢職員以外の職員	高 齢 層 職 員
上位区分	勤務成績が極めて良好	8号俸	4号俸
	勤務成績が特に良好	6号俸	3号俸
標準	勤務成績が良好	4号俸	2号俸
下位区分	勤務成績がやや良好でない	2号俸	1号俸
	勤務成績が良好でない	零	零

② その他の昇給

上記以外に昇給できる場合は、以下のとおりである。

- ・業務成績の向上、能率増進、発案考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- ・辺地若しくは特殊な施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- ・職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害となった場合

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美 瑛 町		北 海 道		国	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,418千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,550千円		—	
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分		（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分		（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～15% ・管理職加算 なし		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

美 瑛 町			国		
勤続年数	自己都合	定年・勸奨	勤続年数	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		その他加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	784千円	22,522千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		普通会計において該当なし	
支給職員1人当たり			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）			
手当の種類（手当数）		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護業務手当	看護師	町立病院に勤務し、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる1回の看護の業務に従事したとき	時間帯等に応じて1回 1,600円～6,800円
緊急呼出手当	診療放射線技師 臨床検査技師	町立病院に勤務し、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け、患者の緊急検査業務に従事したとき	1回につき1,500円

(4) 時間外勤務手当 (普通会計決算)

支給実績 (平成22年度)	37,951,698 円
支給職員1人あたり平均支給年額 (平成22年度)	279,056 円
支給実績 (平成23年度)	39,753,805 円
支給職員1人あたり平均支給年額 (平成23年度)	292,307 円

(5) その他の手当 (普通会計決算)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	支給実績 (平成23年度決算)	支給一人あたり平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・扶養親族 (配偶者を除く) 6,500 円/人 ※特定期間にある子 1人 5,000 円加算	同じ	17,192 千円	199,906 円
住居手当	・借家の場合 (家賃が月額 12,000 円を超える者に限る) 家賃の金額に応じて、27,000 円を限度に支給 ・自己所有住宅の場合 7,000 円	異なる 自宅所有 新築購入後 5年間 月額2,500円	16,728 千円	144,207 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額 ・自動車等利用者 片道 2 km 以上で距離に応じて支給	同じ	588 千円	45,215 円
宿日直手当	・宿日直勤務 1 回につき 4,200 円 5 時間以内の勤務 2,100 円 ・町立病院における宿日直勤務は別規定	同じ	0 千円	0 円
管理職手当	・課長職 52,000 円/月 (※特定職員) 42,000 円/月 (特定職員以外) ・課長補佐職 32,000 円/月	異なる 支給割合	18,409 千円	472,032 円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急の必要、公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合 ・課長職等 6,000 円/月 ・課長補佐職等 4,000 円/月 ・6 時間超の場合は 150/100 を乗じて得た額	異なる 支給額区分	426 千円	7,888 円
寒冷地手当	・世帯主である職員 扶養家族のある職員 26,830 円 扶養家族のない職員 14,580 円 ・その他の職員 10,340 円 (ただし、寒冷地手当に関する経過措置あり。 毎年 1 1 月から翌年 3 月までの間で支給)	同じ	14,685 千円	106,415 円

※ 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から、満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間

※ 特定職員：5 5 歳を超え行政職給料表 6 級相当以上の職員

6 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		報 酬 月 額 等	
給 料	町長	780,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 792,300 円 / 353,500 円
	副町長	622,000 円	657,400 円 / 326,400 円
報 酬	議長	278,000 円	326,000 円 / 199,000 円
	副議長	220,000 円	269,000 円 / 171,000 円
	議員	181,000 円	250,000 円 / 157,500 円
期 末 手 当	町長	(平成23年度支給割合)	
	副町長	3.95 月分 (役職加算 15%)	
	議長	(平成23年度支給割合)	
	副議長 議員	2.50 月分 (役職加算 15%)	
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
		退職期の報酬月額 × 支給割合 × 在職期間	任期满了時
	町長	20.504 月分	15,993,120 円
	副町長	12.936 月分	8,046,192 円
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の () 内は減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の報酬月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年 = 4 8 月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

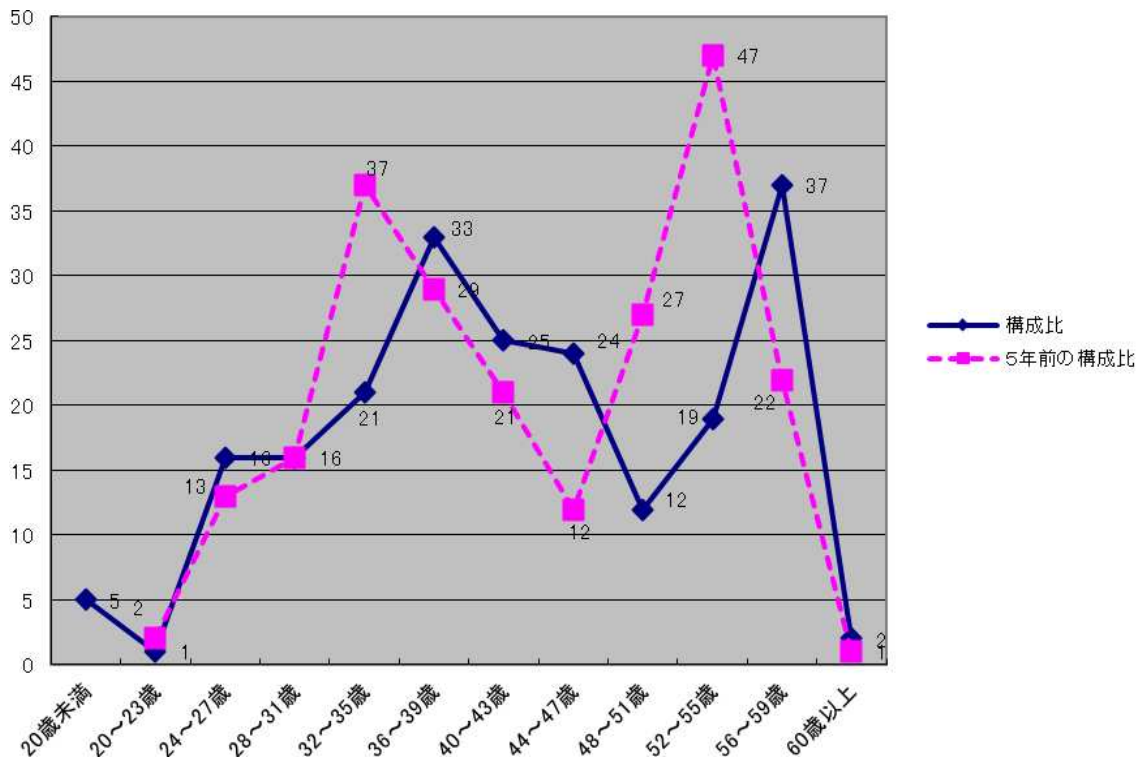
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務	27	26	▲1	総務部門配置減(▲2) 会計部門欠員補充(1)
		税務	11	11		
		農林水産	15	16	1	農業部門増(1)
		商工	10	10		
土木		18	18			
民生		22	20	▲2	退職者不補充(▲1) 年金部門配置減(▲1)	
衛生	10	11	1	衛生部門増(1)		
	計	116	115	▲1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 106.07人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.62人)	
	教育部門	21	20	▲1	公民館部門配置減(▲1)	
	小計	137	135	▲2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 124.52人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.62人)	
公営企業等会計部門	病院	水道	70	67	▲2	病院部門 配置減(▲2) 退職者不補充(▲1)
		下水道	5	5		下水道部門 配置増(1)
		その他	2	3		
		小計	1	1		
	小計	78	76	▲2		
合計		215 〔277〕	211 〔277〕	▲4 〔 〕	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 194.6人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	1	16	16	21	33	25	24	12	19	37	2	211

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成23年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
218 人	206 人	12 人	5.50 %

(参考) 第5次美瑛町行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成23年4月1日	平成27年4月1日	平成22年4月1日現在の職員数218名を12名減員し、206名とする

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部 門	区 分	22年	23年	24	23年～24年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	計	
一般行政	職員数	118	116	115	—	121
	増 減		▲2	▲1	▲3 (2.54%)	3 (▲2.54%)
教 育	職員数	19	21	20	—	8
	増 減		2	▲1	1 (▲5.26%)	▲11 (57.89%)
公営企業 等 会 計	職員数	81	78	76	—	77
	増 減		▲3	▲2	▲5 (6.17%)	▲4 (4.94%)
計	職員数	218	215	211	—	206
	増 減		▲3	▲4	▲7 (3.21%)	▲12 (5.50%)

(注) 1 計画期間は、23年～27年の5年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	185,980	1,612	34,114	18.3	18.4

区分	職員数 (A)	給 与 費			合計 (B)	1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
23年度	4 人	千円 16,234	千円 2,316	千円 7,876	千円 26,426	千円 6,607

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成19年1月1日より、平成17年人事院勧告における給与制度改革を完全実施。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
美瑛町	46.7 歳	354,459 円	518,503 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	— 歳		— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美 瑛 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,497 千円	1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,492 千円
(年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～15% ・管理職加算 なし	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

美 瑛 町			国		
勤続年数	自己都合	定年・勸奨	勤続年数	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度）	335,717 円
支給職員1人あたり平均支給年額（平成22年度）	67,143 円
支給実績（平成23年度）	514,039 円
支給職員1人あたり平均支給年額（平成23年度）	128,508 円

エ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	支給実績 (平成23年度決算)	支給一人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・扶養親族（配偶者を除く）6,500 円/人 ※特定期間にある子 1人 5,000 円加算	同じ	468 千円	156,000 円
住居手当	・借家の場合（家賃が月額 12,000 円を超える者に限る）家賃の金額に応じて、27,000 円を限度に支給 ・自己所有住宅の場合 7,000 円	異なる 自宅所有 新築購入後 5年間 月額2,500円	642 千円	214,000 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額 ・自動車等利用者 片道 2 km以上で距離に応じて支給	同じ	0 千円	0 円
管理職手当	・課長職 52,000 円/月（※特定職員） 42,000 円/月（特定職員以外） ・課長補佐職 32,000 円/月	異なる 支給割合	615 千円	614,640 円
寒冷地手当	・世帯主である職員 扶養家族のある職員 26,830 円 扶養家族のない職員 14,580 円 ・その他の職員 10,340 円 (ただし、寒冷地手当に関する経過措置あり。 毎年11月から翌年3月までの間で支給)	同じ	388 千円	97,100 円

※ 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間

※ 特定職員：55歳を超え行政職給料表6級相当以上の職員